

鎌倉市ソフトボール協会大会運用規則

1. 試合は時間制を採用する。審判員は、攻守交代などを迅速に行うよう指導する。
 - (1) 試合開始から大会要項に定める時間を経過(試合中断時間を除く)してからは、新しい回に入らない。
 - (2) 新しい回に入るかどうかは、その回の第3アウトが成立したとき大会要項に定める時間を経過したかどうかで判定する。
 - (3) 大会要項に定める時間を過ぎて先攻チームの攻撃が終わり、後攻チームがリードしている場合、後攻チームの攻撃を行わず試合を終了する。
 - (4) 同点あるいはリードされている後攻チームが勝ち越し点を挙げた場合は、その時点で試合を終了する。
 - (5) リードしている後攻チームの攻撃中に大会要項に定める時間を経過した場合、その打者の打撃完了をもって試合を終了する。
 - (6) 経過時間の判定は本部席のストップウォッチを基準とする。
2. 降雨、日没などによる無効試合
4回を終了する前で、かつ大会要項に定める時間を経過しないうちに降雨、日没などにより試合の続行ができないと球審が判断した場合、無効試合とする。ただし4回表を終了して後攻チームがリードしている場合、または4回裏に後攻チームがリードした場合、試合は成立する。無効試合の場合改めて再試合とする。
3. 各リーグの昇格、降格
年度毎に、各リーグの一位チームがそれぞれ上位のリーグに昇格し、各リーグの最下位チームがそれぞれ下位のリーグに降格する。
脱会チームがあるときは、そのリーグの最下位チームは降格を免れる。
4. 選手などの負傷については、本協会は救急車の手配など応急処置を行うが、その他の責任については一切負わない。
5. 会員は各種の保険(傷害保険、物損保険など)に加入することを原則とする。本協会は保険の斡旋をすることができる。対人、物損事故については各チーム、各人の保険等で補うこと。

制 定 : 平成10年4月1日
第1回改訂 : 平成13年4月1日
第2回改訂 : 平成15年4月1日
第3回改訂 : 平成30年4月1日
第4回改訂 : 令和3年4月1日
第5回改訂 : 令和5年4月1日